

【特集】正しい申告と納税を

申告が始まります



●国税の申告会場が豊橋税務署に変わります●

昨年まで豊橋税務署が開設していた文化会館での申告会場は、今年から開設されません。所得税の確定申告など、国税の申告をする方は、豊橋税務署へお出掛けください。なお、申告期限の間近になりますと大変混雑しますので、早めに申告してください。

所得税、贈与税、消費税及び地方消費税、市・県民税の申告時期になりました。

申告の期間は、所得税が2月16日から3月16日まで、贈与税が2月2日から3月16日まで、消費税及び地方消費税が2月16日から3月31日まで、市・県民税が2月9日から3月16日までです。

なお、所得税の還付申告は、確定申告期間前でも、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで、豊橋税務署で申告できます。

所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告は、豊橋税務署で受け付けます。

市・県民税の申告は、2月9日から3月5日までは市内の19か所の会場で、3月6日から16日までは市役所で受け付けます。

くわしいことは、豊橋税務署（0532 - 52 - 6201）、または市民税課（89 - 2129）へ、お問い合わせください。

申告の種類	申告期間	申告会場
所得税	2/16~3/16	豊橋税務署
贈与税	2/ 2~3/16	
消費税及び地方消費税	2/16~3/31	
市・県民税	2/ 9~3/16	市内各会場(2/9~3/5)、市役所(3/6~3/16)

申告書は自分で書いて郵送で提出を

「所得税の確定申告の手引き」を参考にすると、比較的簡単に申告書を作成することができます。申告会場は大変混雑しますので、ご自分で申告書を作成し、豊橋税務署（〒440 - 8504 豊橋市大国町111）へ郵送で提出することをお勧めします。

所得税の確定申告などは 豊橋税務署へ

所得税の確定申告が必要な方

所得税の確定申告が必要な方は、収入の種類などにより分けられ、主な収入が給与の方、主な収入が年金の方、個人の事業経営者、土地・建物などを売却した方が、対象となります。

主な収入が給与の方

- ①平成二十年中の給与収入が、二千万円を超えた方
- ②二か所以上の事業所から給与を受けた方で、年末調整がされていない方
- ③給与所得および退職所得のほか、二十万円を超える所得があった方

主な収入が年金の方

- ①公的年金を受給していた方で源泉徴収がされている方
 - ②①以外で、次のいずれかに該当し、所得税がかかる方
- (1)二か所以上から年金を受給し

個人の事業経営者

平成二十年分の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方

土地・建物などを売却した方

譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方

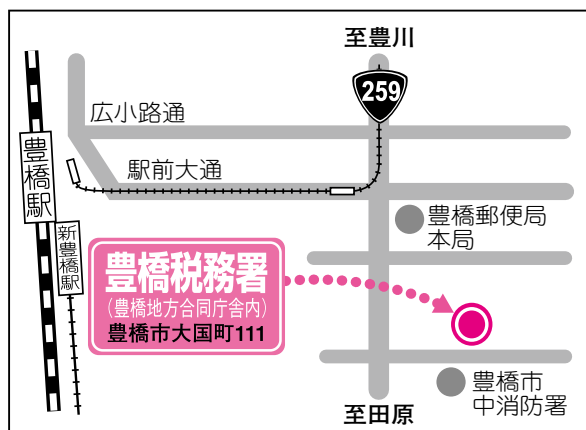
所得税が還付される

場合があります

確定申告の必要がない方でも、給与などから源泉徴収された所得税のうち、納め過ぎになった税金が戻ることがあります。

還付される主な事例と必要な添付書類は、次のとおりです。なお、還付金は口座振込になりますので、申告者本人名義の預貯金通帳をお持ちください。

- ①住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築



した場合

- 添付書類** 源泉徴収票、家屋・土地の登記事項証明書、売買契約書の写しまたは工事請負契約書の写し、金融機関からの借入金年末残高証明書、住民票
- ②平成二十年中に多額の医療費を支払った場合

添付書類 源泉徴収票、病院・薬局などの領収書（合計金額を計算しておいてください）、保険金などで補てんされる金額が分かるもの

- ③平成二十年中に退職し、再就職していない場合

添付書類 源泉徴収票、社会保険料・生命保険料・地震保険料などの支払い額を証明するもの

国税庁のホームページで確定申告書が作成できます

国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）内の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書を作成することができます。A4サイズの普通紙に印刷し、そのまま税務署へ提出できるので大変便利です。

くわしいことは、豊橋税務署（0532）52局6201番へ、お問い合わせください。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）

国税電子申告・納税システム（e-Tax）とは、インターネットなどを利用して申告や納税ができるシステムで、本人の電子署名および電子証明書を付して期限内申告した場合に、最高五千円の税額控除を受けることができます（平成十九年分または二十年分のいずれか一回）。利用するには、開始届出書の提出などが必要です。

くわしいことは、豊橋税務署へお問い合わせください。ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）でもご覧いただけます。なお、利用開始の手続きやe-Taxソフトなどに関する質問

④ 災害や盗難などにより、一定以上の被害を受けた場合

添付書類 源泉徴収票、災害関連支出の金額を証明するもの、保険金などで補てんされる金額が分かるもの、公的機関の発行する災害証明など

贈与税の申告が必要な方

贈与税とは、個人から財産を受け取った方にかかる税金です。平成二十年中にもらった財産の合計額が百万円を超える方は、申告が必要です。

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合は、百万円以下でも申告が必要です。

消費税及び地方消費税の申告が必要な方

消費税及び地方消費税とは、商品の販売などの取り引きに対して課せられる税金です。消費税の税率は四割で、地方消費税と合わせた税率は五割となります。

平成十八年分の課税売上高が一千万円を超える個人事業者の方や、課税売上高が一千万円以下の

事業者でも課税事業者となることを選択した方は、平成二十年分の申告が必要になります。

申告には、所得税の申告書、決算書または収支内訳書の控えなどが必要ですので、所得税と同時に申告すると便利です。

所得税・贈与税・消費税及び地方消費税の申告は

豊橋税務署へ

所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告の受け付けについては、次のとおりです。申告期限の間近になりますと大変混雑しますので、早めに申告してください。特に、月曜日は混雑が予想されますのでご注意ください。

受付期間 所得税 二月十六日から三月十六日まで
 贈与税 二月二日から三月十六日まで
 消費税及び地方消費税 二月十六日から三月三十一日まで（土・日曜日、祝日を除く。ただし、二月二十二日、三月一日の日曜日は受け付け）
受付時間 午前九時から午後五時まで

受付会場 豊橋税務署（豊橋地方合同庁舎一階）

その他 豊橋税務署には「時間外收受ポスト」が設置されていますので、休日や時間外にご利用ください。

所得税の確定申告に必要なもの

- 印鑑
- 申告書（豊橋税務署にも用紙があります）
- 給与所得者または公的年金等受給者は、源泉徴収票または支払者の証明書（コピーは不可）
- 事業所得がある方および譲渡所得があった方は、収入および支払い金額が分かるもの
- 各種控除を受ける方は、その確認ができるもの（証明書・領収書など）

2月22日、3月1日の日曜日も相談できます

所得税の確定申告などの国税の申告は、2月22日と3月1日の日曜日も、午前9時から午後5時まで、豊橋税務署で相談・受け付けできます。なお、混雑の状況により、早めに受け付けを終了する場合がありますのでご了承ください。

さい。また、申告書の提出は郵送でも受け付けますので、期限までに豊橋税務署（〒440-8504豊橋市大國町一―一豊橋地方合同庁舎）へ、お送りください。

税の相談はお気軽に

◎ 税理士による無料税務相談

期間 二月十六日から三月三日まで（土・日曜日を除く）

時間 午前九時から正午までと午後一時から三時三十分まで

会場 豊川市文化会館展示室

◎ 国税に関する電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く午前八時三十分から午後五時まで

電話番号 豊橋税務署電話相談センター（0532）52局6201番

障害者控除対象者認定書で控除が受けられます

身体障害者手帳などをお持ちでない方も、市が発行する認定書の交付を受けることで障害者控除を受けることができます。

対象 介護保険法に基づく要介護認定を受けている六十五歳以上で、障害などにより日常生活における自立度が一定の条件に該当する方

問合せ先 介護高齢課（89局2173番）

市・県民税の申告は 市内の各申告会場へ

市・県民税の 申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告が必要です。ただし、平成二十年分の所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は必要ありません。

主な収入が給与の方

① 年末調整がされている給与所得以外の所得の合計額が二十万円以下の方

② パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整がされていない方（確定申告をする方を除く）

主な収入が年金の方

確定申告をしなくてもよい方で、各種所得控除を受ける方

収入がなかった方

平成二十一年一月一日現在、豊川市に住所がある方で、親族の税金上の扶養に入っていない方（各

種申請などに必要となる証明書の発行には申告が必要です）

個人の事業経営者や

土地・建物などを売却した方

確定申告をしなくてもよい方

市・県民税の申告会場

市・県民税の申告の受け付けについては、次のとおりです。申告にあたっては「申告書の書きかた」をよく読んで、正しく記入し、三月十六日（月）までに申告してください。

受付期日・会場・対象 左ページのとおり

受付時間 午前の部 九時から正午まで
▽午後の部 一時から四時まで（一部会場を除く）

その他 市・県民税の申告が必要と思われる方には、二月上旬までに申告書を郵送する予定です。なお、市・県民税の申告書の提出は、郵送でも受け付けますので、豊川市役所市民税課（〒442-8601 諏訪一の一）へ、お送りください

国民健康保険および 後期高齢者医療保険の方は申告を

国民健康保険料および後期高齢者医療保険料は、前年1年間の所得などに応じて計算されます。国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している方で、所得がない方・減少した方・障害年金や遺族年金を受けている方・仕送りで生活している方などは、所得金額が一定基準以下の場合、保険料の軽減や減免を受けることができます。所得の多少にかかわらず、必ず申告をしてください。

【問合せ先】 保険年金課（89-2118・89-2164）



社会保険料控除が 受けられます

平成二十一年中に支払った国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。支払った額は、公的年金等の源泉徴収票や市から郵送された「保険料納付済額のお知らせ」をご確認ください。

また、障害者年金や遺族年金など、非課税年金から保険料が天引きされている方は、お問い合わせください。国民年金保険料については、豊川社会保険事務所から郵送される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をご確認ください。

くわしいことは、国民健康保険料については保険年金課（89局2118番）、後期高齢者医療保険料については保険年金課（89局2164番）、介護保険料については介護高齢課（89局2173番）、国民年金保険料については豊川社会保険事務所（89局4046番）へ、お問い合わせください。

おむつ費用は 医療費控除となります

おむつ代の領収書に、医師や

市・県民税の申告会場と日程

期 日	会 場	対 象	期 日	会 場	対 象
2月9日(月)	音羽文化ホール	赤坂町内会	2月26日(木)	八南公民館	八南連区
2月10日(火)	音羽文化ホール	長沢町内会		農業者トレーニングセンター	旧一宮地域全域
2月12日(木)	音羽文化ホール	萩町内会	2月27日(金)	御油公民館	御油連区
2月13日(金)	音羽文化ホール	赤坂台町内会		御津生涯学習会館	上佐脇町内会、下佐脇町内会
2月16日(月)	千両市民館	千両連区	3月2日(月)	国府東市民館	国府東部連区
	文化会館	桜町連区		御津生涯学習会館	新田町内会、御馬町内会
2月17日(火)	古宿市民館	豊川連区、金屋連区、金屋南部連区、古宿連区	3月3日(火)	平尾市民館	平尾連区
	文化会館	諏訪連区		御津生涯学習会館	西方町内会、坪野町内会
2月18日(水)	牛久保公民館	牛久保連区	3月4日(水)	中条市民館	下郷連区、中条連区
	文化会館	中部西連区		御津生涯学習会館	大草町内会、赤根町内会、東豊沢町内会、西豊沢町内会、東金野町内会、西金野町内会
2月19日(木)	三蔵子市民館	三蔵子連区	3月5日(木)		中部南市民館
	文化会館	中部東連区		御津生涯学習会館	広石町内会
2月20日(金)	健康福祉センター	一宮東部連区	3/6~3/16 (土・日曜日を除く)	市役所北11会議室 (北庁舎1階)	市内全域
	文化会館	代田連区			
2月23日(月)	睦美市民館 (9:00~12:00)	睦美連区、麻生田連区、三上連区 ※受付時間に注意	<p>◎受付時間は9:00~12:00と13:00~16:00です(一部会場を除く)</p> <p>◎受付地域は目安です。都合の良い会場へお出かけください</p> <p>◎会場の混雑具合により、申告をお受けできない場合があります</p> <p>ご注意ください!</p> <p>市・県民税の申告会場では、所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告の相談・受け付けはできません。豊橋税務署をご利用ください。</p>		
	金屋南市民館 (9:00~12:00)	金屋南部連区 ※受付時間に注意			
農業者トレーニングセンター	一宮西部連区				
2月24日(火)	西部地域福祉センター	国府連区、国府南部連区			
	農業者トレーニングセンター	一宮南部連区			
2月25日(水)	豊川公民館	豊川連区、古宿連区			
	農業者トレーニングセンター	旧一宮地域全域			

豊橋税務署へ提出
所得税の確定申告をする方
 所得税の確定申告書とともに

市が発行する証明書を添付すると、控除を受けられます。
医師発行の証明書が必要な方
 介護保険法に基づく要介護認定を受けていない方、またはおむつ費用の申告が一年目の方
市発行の証明書で申告できる方
 介護保険法に基づく要介護認定を受けている方で、おむつ費用の申告が二年目以降の方

市・県民税から住宅ローン控除が受けられます
 税源移譲により所得税が減額となり、所得税の住宅ローン控除額が減る場合があります。平成十一年から十八年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、申告することでその差額分を市・県民税の所得割から控除できます。平成二十一年三月十六日までに、住宅借入金等特別税額控除申告書を次のとおり提出してください。

源泉徴収票(コピー可)を添付して豊川市役所市民税課(北庁舎一階)へ提出
所得税の確定申告をする方
 所得税の確定申告書とともに豊橋税務署へ提出